

富山県医師国保組合に加入されている方は

**令和7年10月1日からは、健康保険証の代わりに
マイナ保険証または資格確認書をご利用ください**

マイナ保険証の利用について

引き続きマイナ保険証をお使いください

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方には

「資格情報のお知らせ」(A4 サイズ)を交付しています

この書類のみでは医療機関等を受診することはできません

顔認証付きカードリーダーの不具合などの事情でマイナ保険証での受付ができないときにマイナ保険証とセットで提示してください

有効期限はありません(70~74 歳を除く)ので大切に保管してください

資格確認書の利用について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方には

「資格確認書」(紫色の紙カード)を交付しています

このカードを提示して医療機関等を受診することができます

有効期限は令和 8 年 7 月 31 日です

今後は、毎年7月中に、1年間有効な「資格確認書」を交付します

70~74歳(高齢受給者)の方へ

■今までは、健康保険証と高齢受給者証の両方を交付していましたが
今回から高齢受給者証の交付はなくなり、「マイナ保険証」または「資格
確認書」を利用することになります

■有効期限は令和 8 年 7 月 31 日*です

今後は、毎年7月中に1年間有効な「資格情報のお知らせ」または「資格
確認書」を交付します

*令和 8 年 7 月 31 日までに 75 歳に到達される方の有効期限は誕生日の前日です

その他ご留意いただきたいこと

◆今後の資格確認書の交付について

- ・マイナ保険証をお持ちでない方へは、組合への申請がなくても毎年7月に1年間有効な「資格確認書」を交付します
- ・マイナ保険証での受診の際に介助など配慮が必要な場合は、当組合へ申請されると「資格確認書」を交付します
- ・マイナ保険証の利用登録解除を希望されるときは、当組合へ所定の様式で申請されると、組合で利用登録を解除し「資格確認書」を交付します

◆組合への各種届出は、今までどおりお願いします

加入や脱退、住所・氏名変更、法人化などの届出は今までどおり必要です
主な届出書類はホームページの「各種申請書ダウンロード」ページからダウンロードできます

◆有効期限が切れた健康保険証など各証の取扱いについて

組合へ返却は不要ですので、ご自身で破棄してください

◆臓器提供意思表示について

マイナ保険証や資格確認書には従来の健康保険証と同様に、臓器提供に関する意思表示欄が設けられています

必ずしも記入する必要はなく、また記載内容を変更することもできます

富山県医師国民健康保険組合

電話 (076) 429-7337 FAX (076) 429-9600

E-mail info@toyama-ishikokuho.or.jp